

学校施設の概要

(ひばりが丘中学校)

資料1-3

1 施設概要

学校名	建築年	施設名	面積
ひばりが丘中学校 (西東京市ひばりが丘 3-2-42)	平成 30 年	体育館	938 m ²
		多目的室	165 m ²
		特別教室(家庭科室)	166 m ²

2 施設の使用根拠

西東京市立学校施設使用条例及び同条例施行規則の規定に基づき、学校教育上支障がないと認める限り、学校施設を社会教育のために供している。

3 使用時間

原則として、午前8時から午後9時まで(年末年始は除く)。

4 使用状況

現在のひばりが丘中学校(西東京市住吉町 1-14-28)は学校施設の開放当初から現在まで、市内在住者の使用料を無料としており、令和2年度の施設ごとの使用件数や主な使用内容は以下のとおりである。

団体が多目的室・特別教室等を申請し使用している実績はなく、体育館のみが使用されている。

令和3年9月に新校舎(西東京市ひばりが丘 3-2-42)へ移転し使用開始を予定している。

令和2年度使用実績(速報値)

学校名	施設名	使用件数	主な使用内容
ひばりが丘中学校 (西東京市住吉町 1-14-28)	体育館	101 件	バスケットボール、バレーボール、 バドミントン
	多目的室	0 件	
	特別教室	0 件	
	合計	101 件	

5 使用料設定の考え方

平成 13 年1月以降に西東京市で建設(建替)した4校(けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校及び中原小学校)については、建設時点から地域開放を想定しており、原則として施設使用料を徴収している。

ひばりが丘中学校についても、生徒の保護者、地域住民、学校長等で構成する「西東京市立ひばりが丘中学校建替協議会」の御意見を踏まえ、基本設計の段階から地域開放を前提とした計画となっていることから、施設使用料を徴収するものとする。

学校施設使用に伴う受益者負担割合の区分については、「性質別分類表」及び「サービス機能の位置づけ」から、受益者負担を主に 50%とするものであり、資料2-1「令和3年度(新設)使用料原価計算書」のとおり原価計算を行い、学校施設使用料の1時間あたり原価は、資料3「学校施設使用料算出表」のとおり算出された。

6 都内 26 市の学校施設使用料の検証

資料 4-1 のとおり、体育館については各市、1時間あたりの使用料を 100 円から 1,400 円の範囲、特別教室

等については、施設の規模や設備に応じ、1時間あたりの使用料を70円から2,500円の範囲で設定している。

また、資料4-2のとおり、校庭・テニスコートについては、使用用途に関わらず、一律の料金設定としている市が大半である。

体育館の施設使用料については、原価計算結果に基づく適正価格を都内26市の体育館の施設使用料と比較すると、著しく高くなっている状況である。

また、前述の4校(げやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校及び中原小学校)の体育館、特別教室の使用料は都内他市の料金設定と大きな乖離は見られない。

7 検証の結果

以上のことから、ひばりが丘中学校の使用料については、原価計算結果に基づく適正価格を踏まえつつも、都内26市の料金設定との均衡や、既に有料化している西東京市内の小中学校との社会教育の場の提供における地域間格差を生じさせることなく、使用料を設定することが望ましいと考える。

これらを踏まえ、ひばりが丘中学校の体育館の使用料は1時間につき500円とする。

なお、市外在住者及び企業等が従業員のために使用するときは、1時間あたり1,000円とする。

また、多目的室及び特別教室の使用料については、市内在住者の使用料は1時間につき100円とし、市外在住者及び企業等が従業員のために使用するときは、1時間あたり500円とする。